

別添1（民間交流事業）

項目	見直し後	見直し前
(1) 参加者要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体外参加率、継続事業の場合の新規参加者要件の撤廃。</li> <li>・コアメンバーによる交流継続を妨げない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多数の県民参加を求め、特定の団体や会員に限定するものは原則認めない。</li> <li>・団体外参加が3割以上、継続事業の場合には新規参加率が3～5割必要。</li> </ul>
(2) 助成上限額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・200万円／年度、団体</li> <li>・青少年事業（25歳以下が半数以上）は300万円／年度、団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・300万円／年度、団体</li> <li>・青少年事業（18歳未満が過半数）は500万円／年度、団体</li> </ul>
(3) 助成項目	<p>渡航を含む国外のカウンターパートとの交流事業のうち、以下の項目のみを対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅費交通費 （派遣事業：渡航費、日本国内移動費） （受入事業：県内移動費）</li> <li>・県内滞在費（上限変更無し8,200円） （受入事業のみ）</li> <li>・交流経費 会場費（上限10万円）（受入事業のみ） 謝金（上限変更10万円）</li> <li>・パスポート取得費6,000円（12歳未満5年分相当） （派遣事業のみ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅費交通費（派遣事業：渡航費、移動費、受入事業：国内移動費）</li> <li>・滞在費（国外、県内）上限5日間</li> <li>・交流経費（会場費、消耗品費、謝金） ※謝金上限5万円</li> <li>・広報費（募集用、交流物印刷、報告書）</li> <li>・その他（パスポート取得費用5,000円、運送費等交流事業に必要不可欠と認められる経費）</li> </ul>
(4) 他補助金との併用	<p>公的補助金、民間団体補助金ともに、併用を不可とし、申請を受け付けない。</p>	<p>公的補助金を受ける場合は、助成対象ではあるものの、事業費から当該補助金額を控除して、助成対象事業費とする。</p>

<p>(5) 継続事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・渡航費について、空路、航路ともに県内発着定期便利用の助成率を高く設定する（県内発着：2/3、県外発着：1/3）。 但し、往復県内発着利用のみを2/3助成としていたところ、見直し後は、片道の県内発着でも2/3を適用することとする。</li> <li>・渡航費以外の経費については、1/2助成とする。但し、パスポート取得費用については、明記された助成額とする。</li> </ul>	
<p>(6) その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正にあたっては、県内大学機関等を含め、広く広報活動を行い、助成事業の利用を促す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HP、機関紙等での広報</li> </ul>